平成２２年（フ）第２６８号
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ―103号
債務者　床井佐千子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７６号
神奈川県小田原市曽比3171番地グリーンブリーズ203
債務者　臼井　幸寿
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８９号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目３番１号ハイツ彩風Ａ101号、住民票上の住所神奈川県伊勢原市桜台５丁目５番19号
債務者　平川　静江
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１１号
神奈川県平塚市北金目554番地の２
債務者　栗田　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原4090番地の２
債務者　小野寺　壽
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２４号
神奈川県厚木市林２丁目21番30号
債務者　田山　幸夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２８号
神奈川県小田原市久野369番地の11ジュネスこゆるぎ102
債務者　齊藤　　哲
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５４号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目４番６号　秀栄荘７号
債務者　アルテアガ　サルダリアガ　レオノーラ　ダビッド
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６０号
神奈川県厚木市妻田西１丁目５番19号
債務者　川眞田裕子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６５号
神奈川県平塚市豊田小嶺385番地の14　サンエコー102号
債務者　嶋木　　優
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７５号
神奈川県小田原市国府津2105番地の18
債務者　雨宮恵利子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９１号
愛知県一宮市佐千原字南切野４番地１　県営一宮北住宅１棟312号
債務者　晴　智佐子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６０号
香川県高松市勅使町1150番地１　市住５―163
債務者　森　　麻美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県大野城市下大利３丁目10番24号　ハミング下大利102号
債務者　平田　みき（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６３号
福岡市南区向野１丁目５番26―402号
債務者　前園　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９９号
福岡県大野城市乙金東１丁目23番27号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部